

平成30年10月15日

宇治市議会議長 坂下弘親様
(委員長経由)

宇治市議会	建設水道常任委員会
委員	水谷修
賛成者	山崎匡
賛成者	片岡英治

少数意見報告書

平成30年10月10日及び10月12日の建設水道常任委員会において、留保した少数意見を宇治市議会会議規則第101条第2項の規定により報告します。

記

1. 議案名

議案第83号 (仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業の事業契約を締結するについて

2. 意見の要旨

9月定例会での付託前審査、議案審査などを通じて、お茶と宇治のまち歴史公園(以下「歴史公園」という)観光交流施設事業を進めることが、宇治市と宇治市民にとって歴史的に重大な禍根を残すことが一層明らかになりました。宇治市の未来に悪影響をもたらす事業に対し、今、市議会が市民の声も踏まえ、否決の判断を下す事が大切でありますので、以下、意見を報告します。

(1) 財政難を理由にした市民サービス切り下げよりも、88億円の歴史公園を見直し縮小するよう、方針を転換すべき事

平成29年6月定例会の時点で、市財政に大きな収支不足がある事を知っているながら、議会にも市民にも隠して、歴史公園のPFI事業の債務負担行為予

算を提案しました。宇治市は9月19日の市長が主催し全部長が出席する拡大総括企画会議において、「今後4年間で85億円の収支不足がある」という財政見通しを決定いたしました。「財政見通し」を決定した10日後である9月29日の9月定例会一般質問において、浅井議員の「第3期中期計画の財政的裏付け」を問うた質問に対し貝政策経営部長は「現在、第3期中期計画を策定しているところでございますが、その策定にあたりましては、中期計画の財政的な裏付けとして財政見通しを策定することといたしております」といまだ財政計画が決定していない旨、答弁しました。また同日の堀議員の「厳しい財政状況を市長はどう乗り切るのか」と問うた質問に対し、市長は「これからの『見通し』について改めてお示しをし、市長といたしまして、市民の皆様から信頼される都市経営の町の実現に向けまして、今後もしっかりと取り組んでまいりたい」と事実を隠した答弁をしました。その後開催された9月定例会の総務常任委員会や全員協議会などにも既に決定した「財政見通し」は報告すらされませんでした。このことは、「85億円収支不足の財政見通し」を意図的に議会に隠したとしか言いようがありません。そしてその直後に、PFI事業の事業者募集を行ったのであります。

平成30年度予算で、敬老会の廃止、はり、きゅう、あんま助成の廃止や各種イベントの廃止、コミセンや駐輪場など70に及ぶ公共施設使用料の一斉値上げと言う、市民サービスへの大なたを振るったのであります。その一方で総額88億円歴史公園を進めることは「集中と選択」すべき事業取り違えている、と言わざるを得ません。歴史公園の事業の縮小・見直しこそ行うべきです。

(2) 歴史公園事業の効果が曖昧で、不確かであり、巨額を投入する意義がない事

平成29年6月1日、宇治市が議会に示した「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園の計画概要」の「歴史公園の整備により期待される効果」には、宇治市民に対する効果として「宇治の歴史・文化や宇治茶の魅力に関する理解を深めてもらうことにより、宇治への愛着が深まり、「ふるさと宇治」を誇りに思う心を育む効果が期待できるとともに、定住促進への効果も期待できます。」と記載されていますが、審査では、なぜ愛着が深まるのか、なぜ誇りに思うようになるのかは、全く答弁しませんでした。そればかりか、宇治市自身が市民に対する効果として定住促進を論じているにも関わらず、あたかも人口がふえるかの

ような説明を繰り返していることは遺憾です。「観光客に対する効果」として、「滞在時間の延長などの効果が期待できます。」としていますが、歴史公園で滞在時間はふえず、宿泊施設や駐車場整備などこそが観光滞在時間を伸ばす方途であるがそれらの対策は全く手がつけられていません。また「本市の豊かな歴史・文化が全国に広まることで宇治の町全体の品格が向上する効果が期待できる」としていますが、なぜ品格が向上するのは説明すらされません。

費用対効果を明らかにすべきとの議会から指摘に全く答えていません。また、宇治市の観光入り込み客がふえるかどうかとも明確に出来ない本事業に巨費を投じることは誤りです。

(3) 事業見直し、縮小によって8億円の交付金返還の可能性があり、歴史的風致維持向上計画や、都市再生整備計画の変更が困難であると言う事実に基づかない説明をしてきた事

市は、事業見直しをすれば、観光交流施設の用地費にかかる交付済み交付金約8億円の返還が求められるかのような説明をしています。しかし、まちづくり交付金は市町村が定める「都市再生整備計画」に基づいて交付するものであり、政府のHPには「交付金の使い道は市町村の裁量に委ねられ「まちづくり」を目的にする事業なら公共施設の建設やイベントにも使える」と説明されているものです。宇治市の「宇治橋周辺地区都市再生整備計画」には公民館や市民会館を建設することに約10億円の交付金を当てることを明記しているのですから、市民交流など目的に合致する事業に変更するのならば、返還を求められることなく交付金を活用することができます。

また、宇治市が本年3月に策定した「宇治橋周辺地区都市再生整備計画」には、建築面積4,500平方メートルの「観光交流センター、地域交流センター」とされており、SPCが提案している施設規模が約2,300平方メートルであるので約半分の計画変更になります。これだけの大幅変更でも交付金が認められるのであるなら、さらなる見直しも可能であることは明白です。そればかりか、本年4月12日の近畿地方整備局との交付金の協議では「飲食できるスペースや販売するスペースは一体的な建築でない場合は交付対象外となる可能性が高い」、「飲食できるスペースは、飲食しない人も休憩できるスペースであれば交付対象となる可能性がある」、「展示施設などは、運営中に更新や改修が想定されるものは、適可法の関係から交付対象としない」と指摘されていることが明らかになりましたが、これは現在の事業者の提案なら交付金対象外事業

が多いことを指摘しているもので、事業者提案事業を、全額交付金対象にしよ
うとすれば、大きな計画変更が必要であることも明らかになりました。

また、本年5月18日の「宇治市歴史的風致維持向上協議会」では、SPC
の提案の概要書だけを報告しました。これに対し議長である会長から「事業内
容については、歴史的風致維持向上協議会委員からも専門的アドバイスがある
と思うので、適切な段階でこの協議会に意見を求めていただけるようお願いし
たい」と苦言が呈されています。協議会委員から「まちづくりの中でどう位置
づけをするのか、他の観光ポイントにどのような影響を与えるのかなどが審議
されるべき」と指摘されています、また、別の協議会委員から「事業計画の中
に取り上げられていないものもあり、それらを追加事業として取り組みがこの
協議会の大きな役割である」と述べておられます。しかしながら、宇治市はこ
れまでにこの法定協議会に相談することもなく、委員のアドバイスを求めるこ
ともなく、事業者の提案通りに契約しようと本議案を提案している始末です。
宇治市歴史的風致維持向上計画に位置づけられている、広告物の補助金の申請
なしであるし、スタンプラリーは同計画の変更もせず宇治市予算で勝手に事業
縮小してしまいました。委員からは茶園面積の減少について苦言が呈されてい
ます。宇治市が「風致維持向上計画の変更は難しい」としているが、変更なし
に計画執行を事実上縮小している例も散見されます。

このように歴史公園の事業見直しが困難であるとの説明は、根拠を失ってい
ることは明らかです。

さらに、事業者の提案書には、地下二階建てと明記されているなど誤りが複
数箇所の大きな間違いがありますが、契約図書である提案書を誤記をそのまま
にして契約してしまおうとしていることはとても行政の仕事の仕方とは言え
ません。

(4) 委員会が公聴会開催を否定し、市民の声を聞かず、また特定目的会社を利
害関係者として招致して審査する事をせず、肝心な部分は全て黒塗り、白塗り
資料で、まともな審査もできず決定に責任が持てない事

本議案の審査にあたり、市民からも公聴会開催を求める請願が提出されまし
た。市議会基本条例第6条に「必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活
用するよう努めるものとする。」と書き込みましたが、本常任委員会では公聴
会開催を求める請願を可否同数、委員長裁決で不採択すべきものとしてしまい、
重要議案であるにも関わらず、公聴会なしに本議案を採決してしまいました。

議案の審査は、議案にある事業者を選ぶことが妥当かどうか、事業者提案書
が妥当かどうか、契約金額が妥当かどうかの判断が必要でした。委員会に提出
された優先交渉権者の提案内容が、主要な事柄についてほとんど黒塗り・白塗
り資料となっており十分に審査ができないことが明らかになったことから、地
方自治法第98条に基づき、事業者提案書全文の提出について委員会が議会に
発議することを求めるように動議を提出いたしました。可否同数で、委員長
裁決で資料提出に反対されたため、事業者からの提案全体を議会として見るこ
となく、委員会での審査がなされました。宇治市は事業者提案を見て事業者を
決め、契約額を決めて議案を作成しましたが、議会が、提案書の重要な部分
を見ずに議決をしようとすることは極めて遺憾です。以上。